仕　様　書

１．事業名

文化資源の保存・継承と活用との好循環に関する予備的事例調査研究事業

２．趣旨・目的

文化資源の活用に関しては各地で様々な取組が実施されているところであるが、その中でも適切な活用により保存･継承に結びついている好事例の取組に着目し、その好循環が生み出されるプロセスや成功の要因等を特定することで、今後の活用の在り方の参考とすることを目指す。

３．事業内容

文化庁との協議の下で、以下の（１）～（３）の業務を実施する。

（１）事例分析【11 月中旬までを想定】

文化庁と協議して選定した好事例（６事例を想定）について事例ごとにまとめを行ったうえで、有識者の助言の基、全体的な分析をまとめる。

具体的には、経済面や担い手の増加などの文化の保存･継承に必要となる諸側面の変化について、可能な限り数値にて、変化を把握する。そのうえで、活用が保存・継承につながったプロセスや成功の要因等について整理を行う。

あわせて、自治体における関連制度、活用した国や自治体の予算措置、事例のステークホルダーの組織や取組内容、背景状況等の情報についても記載すること。

事例分析（案）については、有識者の助言を基にまとめた上で作成し、文化庁と協議をした上で、文化庁の了解を得ること。資料の分量の目安は、各事例、Ａ４で４～６枚を想定。

（２）ヒアリング調査【２月中旬までを想定】

①ヒアリング対象の選定

（１）で整理した事例分析を基に、当該事例分析を完成させるためにヒアリングを実施すべき事例を特定するとともに、有識者にアドバイスをもらった上でヒアリング項目（案）の作成・ヒアリング対象者の洗い出しを行う。その案について、文化庁との協議を行い、文化庁の了解を得た上で、ヒアリング項目及び対象者を決定すること。

②ヒアリング調査の実施

上記①で選定した対象者に連絡をとった上で、ヒアリング調査（現地調査を想定）を実施すること。調査には、基本的に有識者に参画していただき、調査にて聞き取った内容をまとめるほか、調査にて浮かび上がった事項についても、調査の上、報告書に反映させること。文化庁と協議を行いながら作業を進めること。

③調査結果の考察

有識者の監修のもと、ヒアリング調査の考察をまとめること。考察をまとめるにあたっては、文化庁とも協議を行いながら実施し、文化庁に確認を得た上で、提出すること。

（３）報告書の作成　【３月下旬までを想定】

（１）現状分析・（２）ヒアリング調査の結果を報告書としてまとめること。報告書の作成にあったっては、有識者に監修してもらうと共に、文化庁と協議を行いながら作業を進めること。

参照しやすい報告書とするため、デザイン等にも工夫すること。

また、報告書の概要についても、作成すること。

４．事業期間

契約締結日から令和９年（２０２６年）３月３０日まで

５．業務実施体制

事業内容に記載のとおり、有識者に参画・監修をしてもらうこと。有識者は、文化資源の活用と、保存・継承の好循環の創出に関する、経済的価値も含めた実践的な知見を有する専門家３名以上が望ましい。

また、事業者は入札時に有識者の候補を選定理由と併せて複数名提案し、事業開始直後に文化庁との協議の上、有識者を決定するものとする。ただし、事業を実施するに当たり、提案に含めた有識者の候補から協力が得られなかった場合には、速やかに別の有識者の候補を提案することとし、文化庁と協議の上、有識者を決定するものとする。

本事業に係る有識者に関する各種手続及びこれに伴う経費の負担は、事業者が行うものとする。

６．事業実施に当たっての留意事項

個人情報の取り扱いには十分留意すること。

また、事業の着手は契約締結後とし、月１回以上の進捗報告を実施すること。

７．著作権、成果物等の取り扱い

本事業の実施に当たって発生した著作権及び成果物等については、文化庁に帰属するものとする。

また、本事業の実施に当たって、著作権の保護や成果物等の取り扱いに十分に配慮すること。本事業の成果物作成のために必要な著作権等の権利処理については、事業者が必ず当該権利を保持する者等と調整し、必要な処理をすること。

８．提出する成果物

（１）報告書（紙媒体）　３０部

（２）報告書の概要（紙媒体）３０部

（３）ＤＶＤ－ＲＯＭ　１セット　（※（１）（２）の内容をデータ化したもの）

（４）報告書の電子データ

Word 形式及び PDF 形式の両データを電子メール等により提出すること。

なお、参考資料（調査の過程で収集・作成した資料）等についても Word、Excel、Power Point、PDF 等、文化庁担当官と協議の上、適当な形式・手法で提出すること。

９．成果物の納入期限・場所

（１）納入期限

令和９年（２０２７年）３月３０日（火）

（２）納入場所

〒１００－８９５９ 東京都千代田区霞が関３丁目２番２号

文化庁文化資源政策・記念物課文化遺産国際協力室世界文化遺産企画係

１０．事業規模

事業規模は７，９００千円（税込）を上限とする。

１１．応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

ア. 本委託業務に係る入札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示すとおりである。

イ．要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

ウ.「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

エ. 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

オ. これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術提案書審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別添の文化資源の保存・継承と活用との好循環に関する事例研究事業に係る総合評価基準に基づくものとする。

（２）要求要件の詳細

1．業務の実施方針

1-1　業務内容の妥当性、独創性

＊1-1-1　仕様書記載の内容について全て提案されていること。（仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。）

＊1-1-2　偏った調査内容となっていないこと。

1-2　調査方法の妥当性、独創性

＊1-2-1　調査・研究方法が妥当であること。（調査・研究方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）

＊1-2-2　調査・研究方法が具体的かつ明確であること。

＊1-2-3　仕様書５に定める有識者となり得る候補者の選定（人数を含める）が妥当であること。〔選定理由が明確であれば加点する。〕

1-3　作業計画の妥当性、効率性

＊1-3-1　作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。（作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。）

2．組織の経験・能力

2-1　組織の業務分野に関する専門知識・適格性

2-1-1　文化資源の活用と、保存・継承の好循環の創出に関する、経済的価値も含めた実践的な知見を有し、類似の業務を実施した実績があれば、実績の内容に応じて加点する。

2-2　組織の業務実施能力

＊2-2-1　事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2　幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

＊2-2-3　事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3　業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1　円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3. 業務従事予定者の経験・能力

3-1　業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1　過去に文化資源の活用と、保存・継承の好循環の創出に関する、経済的価値も含めた実践的な取組に関する調査等の業務実績及び類似の調査を実施した実績があれば、実績の内容に応じて加点する。

3-2　業務従事予定者の業務分野に関する専門知識・適格性

3-2-1　文化資源の活用と、保存・継承の好循環の創出に関する、経済的価値も含めた実践的な取組等の知識・知見の内容により加点する。

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1　ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1　以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業）又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業）又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5.　賃上げを実施する企業に関する指標

5-1　賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

5-1-1　入札者である中小企業※２等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2　入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う機関は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２　中小企業とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

１２．検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

１３．守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

１４．届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者に届け出ること。

１５．賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票　合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

１６．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１７．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１８．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と随

時協議を行うものとする。

１９．その他

（１）検収は、文化庁が行う。

（２）提出した成果物または本事業に関する事柄について問い合わせがあった場合には、即時説明のできる体制を整えること。

（３）委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先との明確な責任と役割分担を示すとともに、適切に遂行できる企業等を選定すること。